

令和5年度第1回県西地区保健医療福祉推進会議 資料2-1

(「令和5年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議 資料1」を引用)

第8次神奈川県保健医療計画の策定に向けた 基本的な考え方について

目次

- 1 前回会議の振り返り
- 2 国の指針について
- 3 第8次保健医療計画の策定に向けた基本的な考え方について
- 4 第8次保健医療計画の骨子案について
- 5 令和5年度策定スケジュール
- 6 ご意見を伺いたい事項

1 前回会議（令和5年3月2日）の振り返り

次の事項について協議し、ご意見をいただきました。

なお、国から指針等が示される前ということもあり、非公開にて協議を行った。

- 現行の第7次保健医療計画における進捗評価の概要について
- 第8次保健医療計画の骨子案（仮組み）について

<主なご意見>

- 目標値の設定について、その根拠がどうなのか。
- 在宅医療の推進に当たっては、入院を受け入れる医療機関の確保に加え、高齢者施設における医療提供についても考えることが必要ではないか。

2 国の指針について

第8次医療計画のポイント①

令和5年5月12日
社会保障審議会医療部会資料2

全体について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加する。
- 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について先行して議論を行う。

5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
 - 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
 - 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
 - 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
 - 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
 - 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
 - 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
 - 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
 - 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
 - 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
 - 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

2 国の指針について

第8次医療計画のポイント②

令和5年5月12日
社会保障審議会医療部会資料2

地域医療構想について

- これまでの基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、毎年度、対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクル通じて地域医療構想を推進することとし、策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況について公表を行う等、着実に取組を推進。
※2025年以降の地域医療構想の取組のあり方については、2023～2024年度にかけて、中長期的課題について整理し、検討予定。

外来医療について

- 外来機能報告により得られたデータを活用し、紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化するとともに、地域の外来医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえ外来医療提供体制のあり方について検討を行う。

医療従事者の確保について

- 2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進。
- 医師確保計画の策定において基礎となる、医師偏在指標について精緻化等を実施。
- 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、病院と歯科診療所の連携、歯科専門職の確保、薬剤師（特に病院）の確保を進める。
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進する。

医療の安全の確保等について

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者の理解をより深めるため、研修の受講を推進する。
- 相談対応の質の向上を図る観点から、医療安全支援センターの相談職員の研修の受講を推進する。

その他の事項

- 地域医療支援病院について、医療計画の見直しの際に必要な応じて責務の追加・見直しを検討するとともに、整備目標を定める際には医療計画における新興感染症への対応に関する事項との連携にも留意する。
- 医療計画の内容のうち、必要な情報についてはわかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める。

3 第8次保健医療計画の策定に向けた基本的な考え方について

<全般的な事項>

- 第7次保健医療計画の基本的な理念、考え方を踏襲する。
- 医療法の改正に伴い、第8次保健医療計画から事業として位置付けられる「新興感染症発生・まん延時における医療」を新たに項目として追加する。
- 令和6年4月から施行される「医師の働き方改革」を踏まえ、医療従事者の確保に向けた取組みの方向性や数値目標等を整理する。
- 同時期に改定を迎える関連計画について、計画策定作業の段階から連携し、内容の整合性を図っていく。

3 第8次保健医療計画の策定に向けた基本的な考え方について

＜保健医療圏・基準病床数・地域医療構想＞

- 保健医療圏については、現行のままとする。
- 療養及び一般病床の基準病床数については、第7次保健医療計画策定時と同様、法令に定める算定式に基づき算定し、地域での協議を踏まえながら、全ての二次保健医療圏で見直す。
- 地域医療構想については、国が2025（令和7）年度に都道府県において新たな構想を策定するとのスケジュールを示したことを踏まえ、2025年までは現行の地域医療構想に基づく取組みを進める。

＜医師の確保に関する事項（医師確保計画）＞

- 国のガイドラインを踏まえ、内容を検討する。

4 第8次保健医療計画の骨子案について

○ 骨子案策定の考え方

現行の第7次保健医療計画の構成を基本とし、骨子案を整理する。

○ 医療DXの推進

医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから、新型コロナウイルス感染症対策でも神奈川モデルとして成果を上げた「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を、新たな項目として追加する。

○ ロジックモデルツールの活用

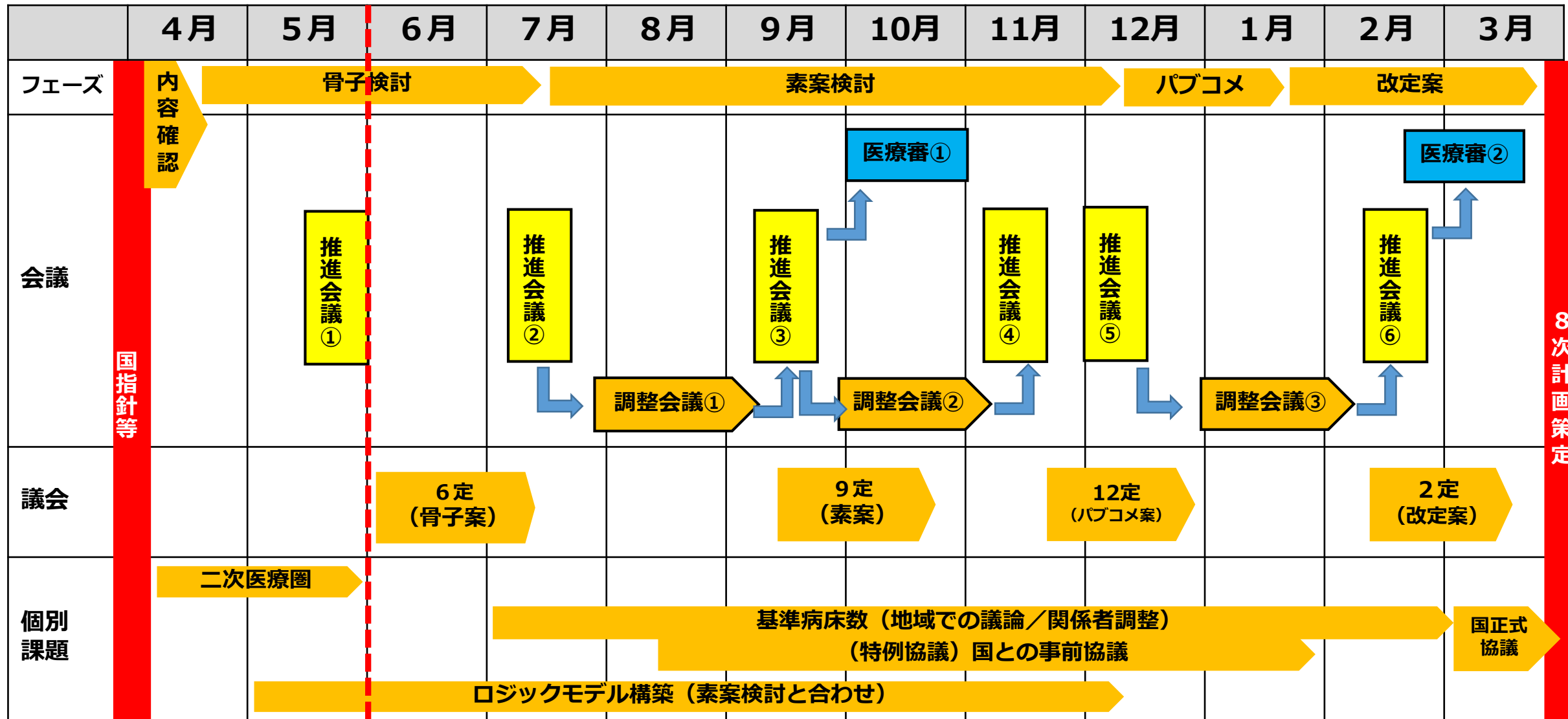
第8次保健医療計画から、疾病・事業、在宅医療の分野で新たに「ロジックモデル」ツールを活用し、施策・指標の検討、計画の進行管理を行うこととし、必要事項を盛り込む。

○ その他

県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科（SHI）の開設に伴う、項目名称の変更を行う。

5 令和5年度策定スケジュール

推進会議：保健医療計画推進会議 調整会議：地域医療構想調整会議



6 ご意見を伺いたい事項

- 今回の会議では、
第8次保健医療計画策定に向けた基本的な考え方のほか、
骨子案や医療圏について一定の整理を行いたい。
- ついては、第8次保健医療計画策定に向けた基本的な考え方
(骨子案、医療圏の設定含む) について、ご意見を伺いたい。

説明は以上です。